みんなのスポーツ少年団

～広島市スポーツ少年団の理解と加入のために～

平成２９年度版

JSB
広島市

公益財団法人広島市スポーツ協会
広島市スポーツ少年団

公益財団法人広島市スポーツ協会

経営方針

基本理念

広島市スポーツ協会は、健康・体力づくり及び選手強化等に関する各種事業を行うことにより、市民の生涯にわたるスポーツ･レクリエーション活動の普及・振興を図り、もって市民が生きがいを感じることができる明るく元気なまちづくりに貢献します。

スローガン

「スポーツで元気！　げんき再発見！」

行動指針

私たちは、スポーツの新しい価値の創造を目指し、

１　地域スポーツの振興と競技力の向上を推進します。

２　お客様に頼りにされる施設づくりを推進します。

３　創意と工夫で効果的・効率的な経営を推進します。

目　次

Ⅰ　広島市スポーツ少年団の紹介

１　広島市スポーツ少年団とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　スポーツ少年団交流事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　スポーツ少年団指導者養成・研修事業　・・・・・・・・・・・・・・・・　６
４　スポーツ少年団リーダー養成事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
５　スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業　・・・・・・・・・・・・・　１０
６　スポーツ少年団各種表彰候補者推薦事業　・・・・・・・・・・・・・・・　１１
７　広島市スポーツ少年団の組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
８　平成２８年度広島市スポーツ少年団登録状況　・・・・・・・・・・・・・　１３

Ⅱ　広島市スポーツ少年団への登録

１　登録申請について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
２　Ｗｅｂ登録に必要な書類及び登録料について　・・・・・・・・・・・・・　１４
３　Ｗｅｂ登録による登録手続き期間について　・・・・・・・・・・・・・・　１５
４　Ｗｅｂ登録の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
５　登録の認定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
６　８月末日までの団員・指導者の追加登録について　・・・・・・・・・・・　１６
７　９月以降の団員・指導者の追加登録について　・・・・・・・・・・・・・　１６
８　住居の移転による団員の単位団間の移籍について　・・・・・・・・・・・　１６
９　個人情報の取り扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
10　スポーツ少年団への登録の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

Ⅲ　スポーツ少年団の歩みとこれから　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

規程・要項集及び申請書

公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団規程　・・・・・・・・　２３
公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団倫理規程　・・・・・・　２５
身体的・精神的暴力行為等の根絶に関するガイドライン・・・・・・・・・・・　２７
公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団登録要領　・・・・・・　２９
広島市スポーツ少年団登録指導者研修制度実施要項　・・・・・・・・・・・・　３０
平成２９年度広島市スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業実施・助成要領　３１
助成金交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
確約書（新規登録団のみ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
申請書（団員数１０人未満のスポーツ少年団）　・・・・・・・・・・・・・・　３６
単位スポーツ少年団所属変更届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
広島市スポーツ少年団登録情報開示申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

広島市スポーツ少年団指導者研修制度　参加証明書貼付欄　・・・・・・・・・　３９

公益財団法人日本体育協会発行の**「ガイドブック スポーツ少年団とは」**
も併せてご参照ください。

Ⅰ―― 広島市スポーツ少年団の紹介

1 広島市スポーツ少年団とは

広島市スポーツ少年団(ＨＣＪＳＢ=Hiroshima City Junior Sports clubs Branch)は、１９６４(昭和３９年)に創設された広島市域の単位スポーツ少年団で構成された組織で、公益財団法人広島市スポーツ協会(以下、スポーツ協会とします。)の内部組織です。

主な事業は次の通りです。

交流事業

競技別交歓会などを行っています。

詳しくは、P2～5をご覧ください。

(1)　広島市スポーツ少年団大会の開催
(2)　スポーツ少年団競技別交歓会の開催
(3)　各種大会への推薦及び派遣
　ア　全国スポーツ少年団交流大会
　イ　中国ブロックスポーツ少年団交流大会
　ウ　広島県民体育大会スポーツ少年団の部
　エ　広島県スポーツ少年団バレーボール交歓大会
(4)　ボランティア事業の実施
(5)　トップスポーツ連携事業

指導者養成･研修事業

指導者や育成母集団の資質向上のため、研修会を行っています。

詳しくは、P6をご覧ください。

(1)　広島市スポーツ少年団指導者会議の開催
(2)　スポーツ少年団指導者全国研究大会への派遣
(3)　広島県スポーツ少年団指導者養成・研修事業への推薦・派遣
　ア　スポーツ少年団認定員養成講習会兼スポーツリーダー養成講習会
　イ　広島県スポーツ指導者研修会
　ウ　広島県スポーツ少年団指導者研修大会

リーダー養成事業

将来を担う若者を育成するため、経費の一部を助成しています。

詳しくは、P7～9をご覧ください。

(1)　広島市スポーツ少年団初級ジュニア・リーダー養成講習会の開催
(2)　広島市スポーツ少年団リーダー研修会の開催
(3)　リーダー(スキルアップ)研修会の開催
(4)　各種リーダー養成事業への推薦及び参加助成
　ア　日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール
　イ　中国ブロックスポーツ少年大会
　ウ　広島県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール

国際･国内スポーツ交流事業

海外や他都市の団員と交流するため、経費の一部を助成しています。

詳しくは、P10をご覧ください。

(1)　スポーツ少年団国際・国内交流の実施助成
(2)　スポーツ少年団有資格指導者・団員への派遣助成
(3)　全国スポーツ少年大会及び全国スポーツ少年団交流大会、中国ブロックスポーツ少年団競技別交流大会等への参加助成
　ア　全国スポーツ少年大会
　イ　全国スポーツ少年団競技別交流大会
　　※ ホッケー、剣道、バレーボール（女子）
　ウ　中国ブロックスポーツ少年団競技別交流大会
　　※ 軟式野球、柔道、卓球、バレーボール（男子）

各種表彰候補者の推薦

これまでの功績をたたえるため、表彰の推薦をしています。

詳しくは、P11をご覧ください。

(1)　公益財団法人広島市スポーツ協会表彰
(2)　青少年健全育育成功労者等市長表彰
(3)　公益社団法人青少年育成広島県民会議会長表彰
(4)　青少年健全育成功労者等知事表彰
(5)　広島県スポーツ少年団顕彰
(6)　日本スポーツ少年団顕彰

２　スポーツ少年団交流事業

競技会や交歓会等を競技種目ごとに紹介します。

期日や会場は、運営の都合等で変更になる場合があります。
詳細等については､競技種目の担当者へお問い合わせいただきますが、
この「ホームページ閲覧用ガイドブック」では連絡先を削除しています。
担当者の連絡先については、各単位団にお配りした冊子でご確認ください。
なお全体的なことについては082-243-0579（広島市スポーツ少年団）まで
お問い合わせください。

第３９回広島市スポーツ少年団大会総合開会式の様子から

第40回広島市スポーツ少年団大会総合開会式

問い合わせ先	082-243-0579	広島市スポーツ協会内

期　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　場	対　象
７月　１日（土）	第４０回広島市スポーツ少年団大会　総合開会式	マエダハウジング東区スポーツセンター	全単位団

陸　上　競　技

担当者	亀本　誠

期　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　場	対　象
７月１７日（祝）	第４０回広島市スポーツ少年団大会陸上競技会	エディオンスタジアム広島	小･中
９月２３日（土）	第３４回広島市スポーツ少年団駅伝交歓大会	エディオンスタジアム広島及び周辺	小･中
１０月　１日（日）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部陸上競技会	庄原市上野総合公園	小･中･高
１２月　９日（土）	第２８回広島市スポーツ少年団新人駅伝交歓大会	エディオンスタジアム広島及び周辺	小･中

サ　ッ　カ　ー

担当者	小学生の部 福田 知樹 中学生の部 新藤 信行

期　日	イ　ベ　ン　ト　名	会場	対象
４月　１日（土） ４月　２日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団県外招待小学生新人戦サッカー交歓大会	広島広域公園第一球技場　他	小
５月１３日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団小学３年生サッカー交歓大会	広島広域公園第二球技場	小
５月２０日（土） ５月２１日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団小学生女子サッカー交歓会	広島広域公園第一球技場	小
７月２９日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団中学１年生夏季サッカー交歓大会	沼田運動広場	中
８月１１日（祝）	第４０回広島市スポーツ少年団大会サッカー競技会（中学生）	広島県総合グランド　他	中
９月　２日（土） ９月１７日（日）	第４０回広島市スポーツ少年団大会サッカー競技会（小学生）	広島広域公園第一球技場　他	小
９月　９日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団小学２年生サッカー交歓大会	広島広域公園第二球技場	小
１０月　１日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団小学４年生サッカー交歓大会	広島広域公園第一球技場　他	小
１１月１１日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団中学生女子サッカー交歓会	広島広域公園補助競技場	中
１２月　２日（土） １２月　３日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団U－１８女子サッカー交歓会	広島広域公園第一球技場　他	小･中･高
１２月　３（日）～ １月１４日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団U-13・U-14サッカー交歓大会	沼田運動広場　他	小･中
１２月１０日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団小学５年生サッカー交歓大会	広島広域公園第一球技場　他	小
３月１８日（日） ３月２１日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団中学生春季サッカー交歓大会	沼田運動広場	中
３月２１日（祝） ３月２４日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団お別れサッカー交歓大会	エディオンスタジアム広島	小

ホ ッ ケ ー

担当者	萩塚 椌未

期　日	イ ベ ン ト 名	会　場	対 象
６月１１日（日）	広島市スポーツ少年団第１２回オープンホッケー交歓会	広島広域公園第二球技場	小･中
８月４日(金)～ ８月７日（月）	第３９回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会	玖珂総合公園人工芝グラウンド　他（山口県）	小

バレーボール

担当者	小学生の部 梅敷 進
	中学生の部 山田 陽介

期　日	イ ベ ン ト 名	会　場	対 象
７月　８日（土）	第４０回広島市スポーツ少年団大会バレーボール競技会（小学生）	安佐北区スポーツセンター	小
７月１７日（祝）	第４０回広島市スポーツ少年団大会バレーボール競技会（中学生）	安佐南区スポーツセンター 安佐北区スポーツセンター	中
８月２６日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団バレーボール中学生交歓会	崇徳学園中･高等学校体育館、グラウンド	中
８月２７日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団Ｕ－１０男子バレーボール交歓会	広島市内小学校体育館	小
１１月１９日（日） １２月　３日（日）	第４６回広島県スポーツ少年団バレーボール交歓大会（小学生）	マエダハウジング東区スポーツセンター 佐伯区スポーツセンター　他	小
１月２１日（日） ２月１２日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団バレーボール交歓会	安佐北区スポーツセンター	小
１月２７日（土） １月２８日（日）	第４６回広島県スポーツ少年団バレーボール交歓大会（中学生）	中区スポーツセンター 佐伯区スポーツセンター	中
３月１０日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団春季バレーボール中学生交歓大会	マエダハウジング東区スポーツセンター 安佐北区スポーツセンター	中
３月２５日(日)～ ３月２８日（水）	第１５回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会（女子）	ALSOKぐんまアリーナ　他(群馬県)	小

セ ー リ ン グ

担当者	檜皮 浩二

期　日	イ ベ ン ト 名	会　場	対 象
６月１１日（日）	広島市スポーツ少年団第１５回オープンセーリング交歓会	広島観音マリーナディンギーヤード	小･中･高

ソフトテニス

担当者	瀬川 龍之

期　日	イ ベ ン ト 名	会　場	対 象
７月１７日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団ソフトテニス交歓大会	広島翔洋テニスコート 中央バレーボール場	小･中
８月　５日（土） ８月１１日（祝） ８月２５日（金）	第４０回広島市スポーツ少年団大会ソフトテニス競技会	広島翔洋テニスコート 中央バレーボール場	小･中
９月１０日（日）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部ソフトテニス競技会	尾道市因島運動公園	小･中
１１月２３日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団ソフトテニス秋季交歓大会	広島翔洋テニスコート 中央バレーボール場	小･中
３月２１日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団ソフトテニス新人交歓大会	広島翔洋テニスコート 中央バレーボール場	小･中

卓　　球

担当者	福馬 成祐

期　日	イ ベ ン ト 名	会　場	対 象
７月　９日（日）	第４０回広島市スポーツ少年団大会卓球競技会	安佐北区スポーツセンター	小･中
８月１１日（祝）	第３７回広島市スポーツ少年団卓球交歓大会	マエダハウジング東区スポーツセンター	小･中
１０月１４日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団卓球新人交歓大会	安佐南区スポーツセンター	小･中
１１月１１日（土）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部卓球競技会	安佐北区スポーツセンター	小･中
１月２７日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団卓球春季交歓大会	中区スポーツセンター	小･中

軟　式　野　球

担当者	岡崎 常雄

期　　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　　場	対　象
４月２３日(日) ～ １月１３日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団少年野球リーグ戦交歓大会	湯来運動広場 他	小
４月　８日(土) ～ ３月２４日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団少年野球シニアリーグ戦交歓大会	上河内運動広場 他	中
地区予選４月～６月 決勝７月　１日～２日	平成２９年度広島県スポーツ少年団軟式野球交歓大会	県立びんご運動公園　他	小
８月１９日（土）	第４０回広島市スポーツ少年団大会軟式野球競技会（小学生の部）	沼田運動広場　他	小
７月１６日（日） ９月　３日（日）	第４０回広島市スポーツ少年団大会軟式野球競技会（中学生の部）	上河内運動広場　他	中
９月２３日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団少年野球交歓大会(広島市長カップ)	湯来南運動広場　他	小
１１月　４日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団少年野球新人戦交歓大会	上河内運動広場　他	小
２月１１日（日） ２月２５日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団少年野球春季交歓大会	沼田運動広場 他	小

柔　　道

担当者	平中 和宏

期　　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　　場	対　象
７月　１日（土）	第４０回広島市スポーツ少年団大会柔道競技会	マエダハウジング東区スポーツセンター	小･中
１０月１５日（日）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部柔道競技会	広島県立総合体育館	小･中
１１月１８日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団柔道交歓大会	マエダハウジング東区スポーツセンター	小･中

ソフトボール

担当者	汐﨑 文浩

期　　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　　場	対　象
９月２４日（日）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部ソフトボール競技会	東広島中核工業団地内マツダグラウンド	小
１０月２８日（土）	第４０回広島市スポーツ少年団大会ソフトボール競技会	太田川東部浄化センター	小
１２月　２日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団ソフトボール秋季交歓会	太田川東部浄化センター	小
１月２１日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団ソフトボール冬季交歓会	太田川東部浄化センター	小
３月１１日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団ソフトボール春季交歓会	太田川東部浄化センター	小

バドミントン

担当者	米元 広治

期　　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　　場	対　象
４月３０日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団バドミントン春季交歓会(第２４回広瀬杯)	安芸区スポーツセンター	小･中
７月　８日（土）	第４０回広島市スポーツ少年団大会バドミントン競技会	安芸区スポーツセンター	小･中
１０月２８日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団バドミントン秋季交歓会	安芸区スポーツセンター	小･中
１１月１２日（日）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部バドミントン競技会	安佐南区スポーツセンター	小･中
１月２７日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団バドミントン新人交歓会	安芸区スポーツセンター	小･中
３月　３日（土）	平成２９年度広島市スポーツ少年団バドミントンクラス別交歓会	安芸区スポーツセンター	小･中

剣　　道

担当者	門田 一晃

期　　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　　場	対　象
４月２９日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団春季剣道交歓大会	湯来体育館	小･中･高
７月　２日（日）	第４０回広島市スポーツ少年団大会剣道競技会	マエダハウジング東区スポーツセンター	小･中･高
９月２３日（祝）	平成２９年度広島市スポーツ少年団秋季剣道交歓大会	マエダハウジング東区スポーツセンター	小･中･高
１１月１１日（土）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部剣道競技会	広島県立総合体育館	小･中
１月２８日（日）	第２４回広島市スポーツ少年団新春剣道交歓大会	マエダハウジング東区スポーツセンター	小･中･高
３月２５日(日)～ ３月２７日（火）	第４０回全国スポーツ少年団剣道交流大会	東京武道館(東京都)	小･中

空　手　道

担当者	森田 眞吾

期　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　場	対　象
９月　３日（日）	第４０回広島市スポーツ少年団大会空手道競技会	安佐北区スポーツセンター	小･中･高
１１月１２日（日）	第４２回広島県民体育大会スポーツ少年団の部空手道競技会	安佐北区スポーツセンター	小･中･高

な　ぎ　な　た

担当者	山本 小百合

期　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　場	対　象
６月１１日（日）	第４０回広島市スポーツ少年団大会なぎなた競技会	行者山太光寺	小･中･高
１月１４日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団なぎなた新春交歓会	南区スポーツセンター	小･中･高

ボ　ウ　リ　ン　グ

担当者	斉藤 雅照

期　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　場	対　象
８月　５日（土）	第４０回広島市スポーツ少年団大会ボウリング競技会	広島パークレーン	小･中･高
２月　３日（土）	広島市スポーツ少年団第１６回オープンボウリング交歓会	広島パークレーン	小･中･高

少　林　寺　拳　法

担当者	飯冨 真治

期　日	イ　ベ　ン　ト　名	会　場	対　象
７月３０日（日）	第４０回広島市スポーツ少年団大会少林寺拳法競技会	湯来体育館	小･中･高
１０月２９日（日）	平成２９年度広島市スポーツ少年団少林寺拳法交歓会	湯来体育館	小･中･高

ボランティア事業

ア　趣旨：広島市スポーツ少年団の社会活動の一環として
　　ボランティア活動に参画し、地域社会へ貢献し
　　ます。
イ　日時：平成29年6月4日(日)
ウ　対象：平成29年度登録団員と
　　指導者、育成母集団関係者
エ　内容：清掃活動等
※　詳細は、別途全単位団にお知らせします。
　　奮ってご参加ください。

広島東洋カープ応援活動

ア　対象：平成29年度広島市スポーツ少年団
　　登録団員及び登録指導者
イ　期日：MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島
　　開催される広島東洋カープのホーム
　　ゲーム開催日（年間35試合）

トップスポーツ連携事業

トップスポーツ交流事業

ア　趣旨：トップレベルの選手との交流や高レベル
　　の技術を体験する機会を通して、スポー
　　ツの魅力を知ることによりスポーツ少年
　　団活動の活性化を図ります。
イ　内容：関係団体が主催する講習会や交流会等へ
　　の派遣（実施種目、日時、会場等につい
　　ては、別途お知らせします。）

トップスポーツ応援事業

ア　趣旨：トップアスリートの本物のプレーを観戦
　　し励ますなど感動を体感する機会を通し
　　て、心の成長を育む一助とします。
イ　内容：トップスポーツチームの応援活動

３　スポーツ少年団指導者養成・研修事業

指導者の資質の向上を目指し、平成１６年度から「広島市スポーツ少年団登録指導者研修制度（Ｐ３０参照）」を設け、３年間のうち１回は⑴から⑶の対象研修に参加し、自己啓発を図っていただきます。ぜひご参加ください。
対象研修の開催日程は、次のとおりです。

⑴ 広島市スポーツ少年団指導者会議

開催日	平成２９年６月３日（土）
会　場	広島県情報プラザ多目的ホール 〔広島市中区千田町3丁目7番47号〕
参加料	無料
内　容	①　平成２８年度事業報告及び決算 ②　平成２９年度事業計画及び予算 ③　講演会 ④　競技種目別スポーツ少年団会議

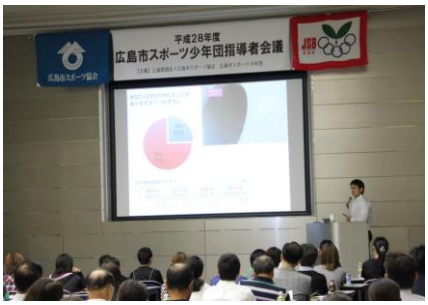

⑵ スポーツ少年団指導者全国研究大会

開催日	平成２９年６月１８日（日）
会　場	ホテルグランドパレス 〔東京都千代田区飯田橋1丁目1番1号〕
参加料	2,160円
内　容	①　講演会 ②　分科会　他

⑶ 広島県スポーツ少年団指導者研修大会

開催日	平成３０年３月
会　場	広島国際会議場 〔広島市中区中島町1番5号〕
参加料	無料
内　容	①　広島県スポーツ少年団顕彰授与式 ②　講演会 ③　事務担当者会議

⑷ 幼児期からのアクティブ･チャイルド･プログラム普及講習会

開催日	平成２９年１２月１６日（土）
会　場	マエダハウジング東区スポーツセンター 〔広島市東区牛田新町1丁目8番3号〕
参加料	2,160円
内　容	①　理論（講義） ②　実技（運動遊び・指導法・指導技術）

⑸ 認定員養成講習会兼スポーツリーダー養成講習会

スポーツ少年団の理念に基づいて活動することのできる指導者を一人でも多く増やすための講習会です。
なお、平成２７年度から「認定員」資格者２人以上の登録が必須となっておりますので、単位団の指導者の中で「認定員」資格のない方がおられましたら、受講を呼びかけていただきますようお願いします。

コース	開　催　日	会　場	受講料
Ⅰコース	平成29年 6月10日（土）～ 6月11日（日）	広島県立総合体育館	1人　3,240円 内訳 参加料 2,160円 テキスト代 1,080円
Ⅱコース	平成29年10月21日（土）～10月22日（日）	広島県立総合体育館	
Ⅲコース	平成29年11月25日（土）～11月26日（日）	広島県立総合体育館	

※　４月下旬に全単位団に開催通知をお送りします。参加申し込みは、全コースを一括で受け付けます。
なお、受付期間を過ぎてのお申し込みは、ご連絡いただいた後に参加の可否について回答させていただきますので、あらかじめご了承ください。

４　スポーツ少年団リーダー養成事業

日本スポーツ少年団では、将来のスポーツ少年団を担う指導者を育成することを目的に『日本スポーツ少年団リーダー制度』を定めています。広島市スポーツ少年団では、この制度を踏まえながら9ページのとおり段階的なリーダーの養成に取り組んでいます。各研修等の日程や詳細については、次のとおりです。

広島市スポーツ少年団初級ジュニア・リーダー養成講習会 ※ ８ページをご参照ください。

期　日	平成３０年　3月１７日（土）～１８日（日） ※ 日程が変更になる可能性がありますので、別途ご案内します。	参加条件	前年度から継続して登録している団員
会　場	広島市三滝少年自然の家		全期間に参加が可能な団活動歴１年以上の小学４年生から中学２年生までの者
参加者個人負担	１人1,７００円（食費相当分）		今後ともスポーツ少年団活動を継続し、将来指導者として見込みのある者
申込方法	全単位団に開催通知と申込書をお送りしますので、期間までにお申し込みください。		

広島市スポーツ少年団リーダー研修会

期　日	平成３０年　3月１６日（金）～１８日（日） ※ 日程が変更になる可能性がありますので、別途ご案内します。	参加条件	本年度の登録団員
会　場	広島市三滝少年自然の家		中学生以上のリーダー有資格者
申込方法	リーダーの所属する単位団に開催通知と申込書をお送りしますので、期間までにお申し込みください。		

広島市スポーツ少年団リーダー（スキルアップ）研修会

期　日	平成３０年　2月頃 ※ 日程・場所が変更になる可能性がありますので、別途ご案内します。	参加条件	本年度の登録団員
会　場	広島市中央公民館		リーダー有資格者
申込方法	リーダーの所属する単位団に開催通知と申込書をお送りしますので、期間までにお申し込みください。		

広島県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール

期　日	平成２９年8月２４日(木)～２６日(土)	参加条件	本年度の登録団員で、初級ジュニア・リーダーの資格を有する者
会　場	国立江田島青少年交流の家（広島県）		全期間に参加が可能な団活動歴２年以上の小学５年生から中学生までの者
参加者個人負担	集合場所（広島市内）までの交通費		運動適性テスト４級以上の者
申込方法	初級ジュニア・リーダー所属団に開催要項等を送付しますので、推薦書をご提出ください。 後日、正規の関係書類を送付しますので、所定の申込書によりお申し込みください。		
助成等	参加料（3,000円）を助成します。		

中国ブロックスポーツ少年大会

期　日	平成２９年8月９日(水)～１１日(祝)	参加条件	本年度の登録団員で、初級ジュニア・リーダーの資格を有する者
会　場	山口県スポーツ交流村（山口県）		前年度から引き続き登録をしており、今後リーダーもしくはリーダー候補として活動を継続する小学校６年生以上の者
参加者個人負担	現地までの交通費		集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者
申込方法	初級ジュニア・リーダー所属団に開催要項等を送付しますので、推薦書をご提出ください。 後日、正規の関係書類をお送りしますので、所定の申込書により申し込みください。		
助成等	参加料（2,000円）を助成します。 所定の申請書（Ｐ３２）により開催の３週間前までに申請してください。		

日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール

期　日	平成２９年8月３日(木)～7日(月)	参加条件	本年度の登録団員で、義務教育を修了した20歳未満の者
会　場	国立中央青少年交流の家（静岡県）		日本スポーツ少年団ジュニア･リーダー資格を有する者
参加者個人負担	参加料１６,２００円		運動適性テスト３級程度の者
申込方法	ジュニア・リーダー所属団に開催要項等を送付しますので、推薦書をご提出ください。 後日、正規の関係書類をお送りしますので、所定の申込書によりお申し込みください。		
助成等	交通費の一部（5,000円）を助成します。 所定の申請書（Ｐ３２）により開催日の３週間前までに申請してください。		

広島市スポーツ少年団は
リーダーの発掘と育成に力を入れています！

リーダーとは、自らの意思を明確に持ち、周囲の状況を適切に判断し、集団の中心的人物となる団員のことです。
リーダーとしての活動は、所属する団で生かされるだけでなく、成人しても社会で発揮できるものであり、次世代を担う団員に必要なものと考えています。日本スポーツ少年団では「スポーツ少年団リーダー制度」を設けており、広島市スポーツ少年団ではその制度に基づき、リーダーの発掘と育成に力を入れています。

リーダーへの第一歩「初級ジュニア・リーダー養成講習会」では

1泊2日の共同生活の中で、協調性を養いながらリーダーとしての基本的な知識を学びます。

集団生活に必要な協調性を養います。

班ごとに別れて役割分担を決めます。集団生活をとおして、みんなで協力することを体験します。

リーダーとは何かを学びます。

座学やレクリエーション活動を通して、楽しみながらリーダーの重要性と役割を学習します。

リーダーとしての自覚を持たせます。

講習会が終わり、認定証を授与された瞬間から、リーダーとしての第一歩がはじまります。

リーダーになったら…

いろいろな活動を通して、リーダーとしての自覚と資質を向上していきます。

リーダー同士の交流で、視野を広げます。

スキルアップ研修会等でリーダー同士の交流とともに、資質の向上を図ることができます。

実地研修で指導経験を積むことができます。

初級ジュニア・リーダー養成講習会の受講者に対し「班付リーダー」として実践指導をすることができます。

みんなの先頭に立ってイベントの運営をします。

各種イベント等において運営スタッフとして従事し、「する」だけでなく「支える」ことなどが体験できます。

平成２９年度のリーダー養成事業については、７ページをご覧ください。

広島市スポーツ少年団のリーダー養成について

～若き指導者の育成を目指して～

スポーツ少年団の理念のもと、地域でのスポーツ活動を推進する将来の若き指導者を育成するため、各段階・レベルごとに計画的なリーダーの養成に取り組みます。

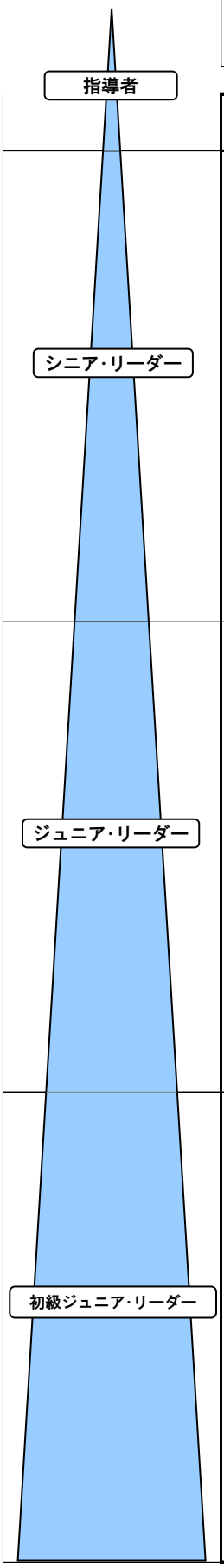

	モットー	リーダー像	主な資質	認定対象スクール等及び参加条件
シニア･リーダー	**冷静で頼もしく**	**気配りのできるリーダー** ※ 理解していることをもとに企画し、全体をまとめる	**人をまとめる力** ≪組織での力≫ **1 企画力** 活動を計画し進行する **2 統率力** 全体をまとめ指示する **3 洞察力** 全体の動きを把握する **4 公平性** 公平な態度で行動する	**認定対象スクール** シニア・リーダースクール **主催** 日本スポーツ少年団 **参加条件** ①日本スポーツ少年団の団員登録を済ませている者 ②義務教育を修了した20歳未満の者 ③日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー資格を有する者 ④運動適性テスト３級程度の者
ジュニア･リーダー	**笑顔で優しく**	**自己主張のできるリーダー** ※ 体で学んだことを理論的に理解し、表現する	**自分でうごく力** ≪集団での力≫ **1 実行力** 積極的に気づき行動する **2 指導力** 相手に的確な助言をする **3 表現力** 思いを表現し相手に伝える **4 協調性** 相手のことを考え行動する	**認定対象スクール** ジュニア・リーダースクール **主催** 日本スポーツ少年団 広島県スポーツ少年団 **参加条件** ①日本スポーツ少年団の団員登録を済ませている者 ②団活動歴２年以上の小学５年以上、中学生までの者 ③運動適性テスト４級以上の者 ④広島市スポーツ少年団初級ジュニア･リーダーの資格を有する者
初級ジュニア･リーダー	**元気で明るく**	**あいさつのできるリーダー** ※ 活動を通して体で学ぶ	**自分を見つめる力** ≪個人の力≫ **1 創造力** 自分の力で考える **2 団結力** みんなで力を合わせる **3 判断力** 状況に応じた行動をとる **4 規律性** 自分に厳しく行動する	**認定対象スクール** 初級ジュニア・リーダー養成講習会 **主催** 広島市スポーツ少年団 **参加条件** ①日本スポーツ少年団の団員登録を済ませている者 ②前年度から継続して団登録をしている小学４年生以上から中学２年生までの者 ③今後とも少年団活動を継続し、将来指導者として活動する見込みのある者

５　スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業

この事業は、これまで皆さまに積み立てていただいた「スポーツ少年団国際･国内交流事業積立金」により実施できるものです。各交流内容をお読みいただき、希望や該当するものがあれば、事務局までお問い合わせください。

(1)　スポーツ少年団国際･国内交流事業の実施助成

普段交流できない他都市のスポーツ少年団との交流の輪を広げる事業を推進するため､その交流に係る経費の一部を助成します。

ア　公募内容　２件（他都市スポーツ少年団を広島に招き、または訪問し、スポーツ交流を行う）

イ　助成額　「派遣」･「受入」とも、事業の実施に係る総経費の2分の１以内の額で、１事業あたり10万円を限度に助成します。

平成３０年度も事業の助成を予定しています。事業を計画される場合は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

ウ　実施条件　①　期間：１泊２日以上
②　人数：１０人以上（指導者・団員を含む）
③　内容：a 交流プログラムを含むこと（大会への参加はできません）
b「派遣」と「受入」をセットで実施すること（２年間で実施）

※詳細につきましては、広島市スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業実施・助成要領（P31）をご覧ください。

(2)　全国スポーツ少年大会及び全国スポーツ少年団交流大会への参加助成

標記の大会へ参加する団員に対して､１人あたりの交通費の1/2以内の額で､1人につき5,０００円を限度とし、１単位団あたり３０,０００円を限度に助成します。

申 請 方 法	申請書（Ｐ３４）に関係書類を添付し、３週間前までに広島市スポーツ協会事務局へ提出してください。
交 付 方 法	決定通知後、代表指導者が印鑑を持参し、同事務局までお越しください。

第５５回全国スポーツ少年大会
平成２９年7月２８日（金）～３１日（月）　国立妙高青少年自然の家（新潟県）

第３９回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会
平成２９年8月4日（金）～7日（月）　玖珂総合公園人工芝グラウンド他（山口県）

第４０回全国スポーツ少年団剣道交流大会
平成３０年3月２５日（日）～２７日（火）　東京武道館（東京都）

第１５回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会（女子）
平成３０年3月２５日（日）～２８日（水）　ALSOKぐんまアリーナ他（群馬県）

(3)　中国ブロックスポーツ少年団競技別交流大会への参加助成

標記の大会へ参加する団員に対して､１人あたりの参加費（2,０００円）を助成します。

申 請 方 法	申請書（Ｐ３４）に関係書類を添付し、３週間前までに広島市スポーツ協会事務局へ提出してください。
交 付 方 法	決定通知後、代表指導者が印鑑を持参し、同事務局までお越しください。

平成２９年度中国ブロックスポーツ少年団軟式野球交流大会
平成２９年7月２２日（土）～２３日（日）　淀江球場他（鳥取県）

平成２９年度中国ブロックスポーツ少年団柔道交流大会
平成２９年9月１７日（日）～１８日（祝）　広島県立総合体育館柔道場（広島県）

平成２９年度中国ブロックスポーツ少年団卓球交流大会
平成２９年１０月２１日（土）～２２日（日）　玉野スポーツセンター（岡山県）

平成２９年度中国ブロックスポーツ少年団バレーボール（男子）交流大会
平成２９年１０月２８日（土）～２９日（日）　国立三瓶青少年交流の家（島根県）

６　スポーツ少年団各種表彰候補者推薦事業

平成28年度受賞者の皆さん おめでとうございます

公益財団法人広島市スポーツ協会表彰

表彰日：	平成２９年１月１３日（金）	会場：	ＡＮＡクラウンプラザホテル広島

功労者

川口 孝俊（河内少年軟式野球クラブスポーツ少年団）

栗久 熊雄（可部南少年野球クラブスポーツ少年団）

垣内 孝正（可部南少年野球クラブスポーツ少年団）

寄付団体

広島太田川ライオンズクラブ

株式会社そごう・西武　そごう広島店

青少年健全育成功労者等市長表彰

表彰日：	平成２８年１１月１９日（土）	会場：	広島市青少年センターホール

青少年健全育成功労者

長尾 浩士（少林寺拳法広島安佐スポーツ少年団）

模範活動団体

少林寺拳法広島安佐スポーツ少年団

公益社団法人青少年育成広島県民会議会長表彰

表彰日：	平成２８年6月１５日（水）	会場：	広島YMCA国際文化ホール

青少年育成功労者

橋根 康信（大町少年野球クラブスポーツ少年団）

坂和 正己（五剣会五日市支部スポーツ少年団）

松葉口 義也（広島剣会スポーツ少年団）

武田 昭典（船越フットボールクラブスポーツ少年団）

青少年育成功労団体

五剣会河内支部スポーツ少年団

五月が丘柔道スポーツ少年団

青少年健全育成功労者等知事表彰

表彰日：	平成２８年１０月２９日（土）	会場：	広島県民文化センター

青少年健全育成功労者

岡田　光明（少林寺拳法広島五日市スポーツ少年団）

育成功労団体

千田剣道クラブスポーツ少年団

戸坂空手道スポーツ少年団

基町剣道教室スポーツ少年団

広島県スポーツ少年団顕彰

表彰日：	平成２９年3月5日（日）	会場：	広島国際会議場

単位スポーツ少年団

三篠スタンディング・ベアーズスポーツ少年団

日本スポーツ少年団顕彰

伝達表彰日：	平成２９年3月5日（日）	会場：	広島国際会議場

登録指導者

志田　晴稔（広島剣会スポーツ少年団）

吉野　晴雄（観音空手道スポーツ少年団）

7　広島市スポーツ少年団の組織

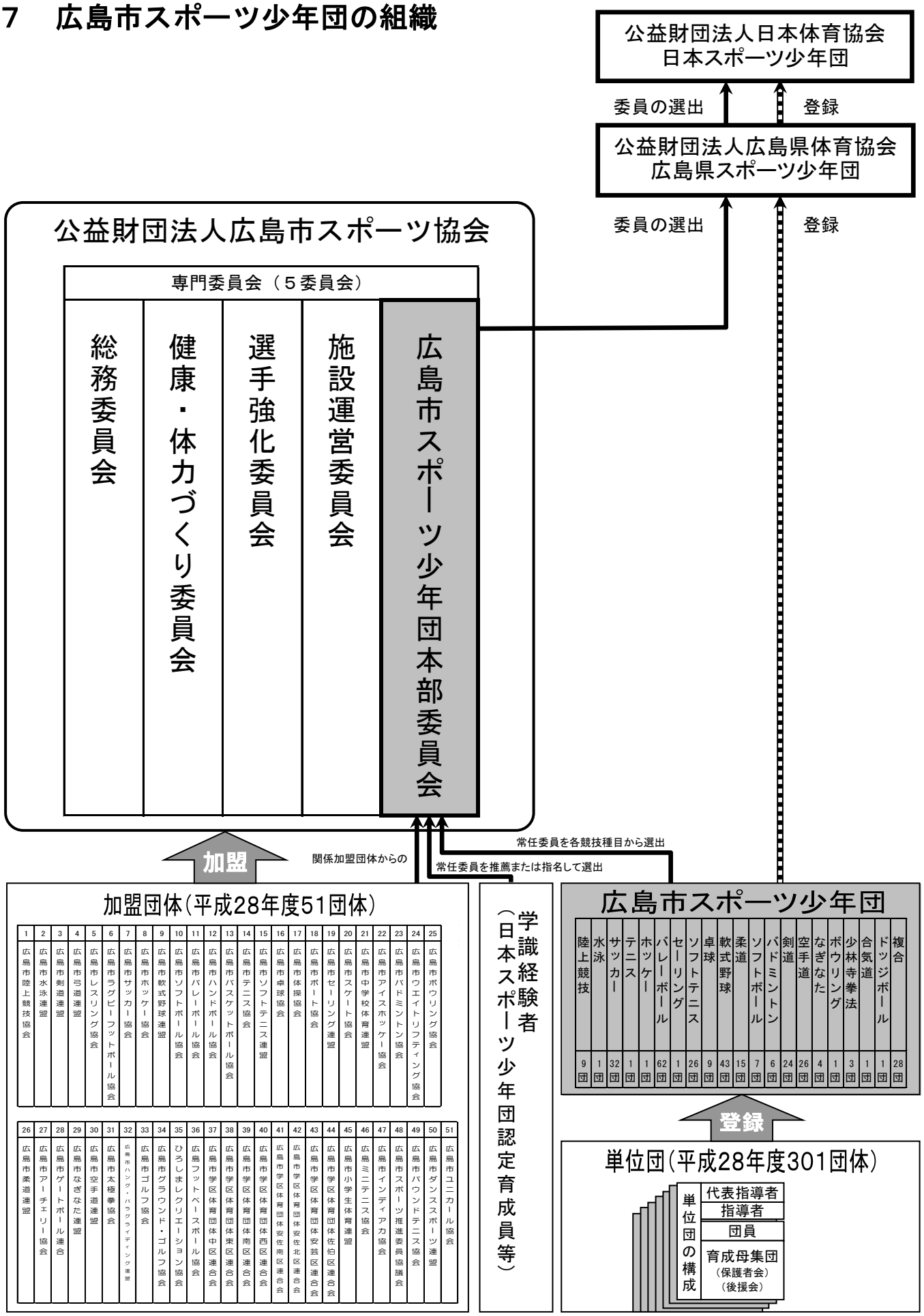

８　平成２８年度広島市スポーツ少年団登録状況

平成29年1月末日現在

登録数＼競技種目		単一種目																				複合	合計
		陸上競技	水泳	サッカー	テニス	ホッケー	バレーボール	セーリング	ソフトテニス	卓球	軟式野球	柔道	ソフトボール	バドミントン	剣道	空手道	なぎなた	ボウリング	少林寺拳法	合気道	ドッジボール		
団数	更新	9	1	32	1	1	60	1	20	9	41	14	平成22年度から複合で登録	6	23	26	4	1	3	1	1	36	290
	新規	0	0	0	0	0	3	0	4	0	2	1		0	1	0	0	0	0	0	0	0	11
	合計	9	1	32	1	1	63	1	24	9	43	15		6	24	26	4	1	3	1	1	36	301
指導者数	男性	38	1	128	2	4	168	21	60	25	289	77		17	102	68	2	2	7	2	2	155	1,170
	女性	24	1	3	0	2	93	14	22	7	16	9		7	12	19	16	0	3	0	1	64	313
	合計	62	2	131	2	6	261	35	82	32	305	86		24	114	87	18	2	10	3	3	219	1,483
団員数	男性	292	14	1,109	3	9	437	11	507	116	951	233		49	326	373	3	7	59	7	17	1,129	5,652
	女性	240	8	112	1	7	984	11	672	59	16	64		68	143	166	35	3	20	0	3	1,171	3,783
	合計	532	22	1,284	4	16	1,421	22	1,179	175	967	297		117	469	539	38	10	79	10	18	2,300	9,435
団員年齢構成	～小3	118	7	317	1	0	206	0	4	25	211	82		5	135	175	9	0	24	3	7	111	1,440
	小4～小6	170	15	727	2	15	545	6	24	53	570	116		17	170	214	7	0	24	2	13	336	3,026
	中学生	243	0	177	1	1	648	11	1,150	97	185	88		95	142	111	7	1	20	2	0	1,848	4,827
	高校生	1	0	0	0	0	22	5	1	0	1	11		0	22	39	15	9	11	0	0	5	142
母集団	有	4	1	22	1	0	39	0	7	3	31	8		2	17	23	2	0	2	0	1	20	183
	無	5	0	10	0	1	23	1	19	6	12	7		4	7	3	2	1	1	1	0	15	118
有資格人数		38	2	74	2	6	184	21	63	23	153	58		16	82	69	12	2	10	2	3	115	935

Ⅱ 広島市スポーツ少年団への登録

１ 登録申請について

スポーツ少年団は、完全なメンバーシップ制をとっている組織で、有料登録制を導入しています。

平成２８年度から、スポーツ少年団に加入するためには、Web 登録システムによる登録手続きとなりました。Web 登録システムの導入により、単位団自らが登録状況の確認や変更を行うことが可能となり、登録用紙を取り寄せたり、記入したりする必要がないため、来庁することなく電子メールや郵送・ＦＡＸ等で手続きが可能となります。また、前年度に登録した情報を次年度に転用することができるため、登録を更新する際の手続きが容易になります。

すべての手続きは、広島市スポーツ少年団登録要領に基づいて行っていただきます。

なお、新規団（該当年度に初めて登録をする団）は、まず広島市スポーツ少年団にお問い合わせください。登録申請についての説明をします。

２ Web 登録に必要な書類及び登録料について

広島市スポーツ少年団に登録するにあたり必要な書類や登録料を下記表によりご準備ください。

⑴ 必要な書類

	必要な書類	部数	備考
1	**日本スポーツ少年団から郵送される「登録案内はがき」**	１部	毎年３月下旬頃に、代表指導者宛に郵送されます。 ※ Web 登録に必要なユーザー名・パスワード等が記載してあります。紛失しないよう大切に保管してください。
2	**スポーツ傷害保険の加入が確認できるもの**	１部	コピーを事前にご提出（郵送または持参）ください。 ※ 指導者及び団員は、スポーツ傷害保険に加入していることが証明されなければ、登録･活動することはできません。また、保険加入者の名前の漢字と Web 登録画面の名前の漢字に誤りがないかご確認ください。
3	**平成２９年度単位スポーツ少年団の個人情報に関する確認及び活動調査について**	１部	郵送または持参してください。
4	**平成２９年度スポーツ少年団登録に関する確約書**	１部	新規団で有資格指導者がおられない場合のみご提出（郵送または持参）ください。（Ｐ３５参照）
5	**平成２９年度広島県スポーツ少年団登録申請書**	１部	団員が１０人未満のスポーツ少年団のみご提出（郵送または持参）ください。（Ｐ３６参照）
6	**平成２９年度スポーツ少年団登録指導者（有資格指導者のみ）単位スポーツ少年団所属変更届**	１部	有資格指導者が所属単位スポーツ少年団を変更する場合のみご提出（郵送または持参）ください。（Ｐ３７参照）
7	**規約** （単位団及び育成母集団）	１部	変更がある場合のみご提出（郵送または持参）ください。

※ ４、５、６については、本協会ホームページのスポーツ少年団のコーナーで様式がダウンロードできます。ご活用ください。

⑵　登録に必要な費用（年間）について

	登録料	内　訳
単位団 **（1団につき）**	3,000円	単位団負担金として
指導者 **（1人につき）**	1,100円	日本スポーツ少年団：７００円 広島県スポーツ少年団：１００円 広島市スポーツ少年団：３００円 ※ ただし、９月以降に登録された場合は、広島市への登録料として１，１００円を徴収します。
団　員 **（1人につき）**	700円	日本スポーツ少年団：３００円 広島県スポーツ少年団：１００円 広島市スポーツ少年団：３００円 ※ ただし、９月以降に登録された場合は、広島市への登録料として７００円を徴収します。

３ Web 登録による登録手続き期間について

平成２９年度においては、更新単位団は４月３日(月)から５月３１日(水)まで、新規単位団は４月３日(月)から６月３０日(金)までの間で受け付けます。

単位団の登録内容確認及び受領確認は更新・新規登録ともに、午前９時から午後５時までの平日です。

※ 土・日曜日、祝日は登録内容確認及び受領確認を行っておりませんのでご注意ください。

４ Web 登録の流れ

⑴　スポーツ少年団登録システム（https://www.jjsa-entry.jp）へアクセスする。

⑵　ログイン画面ではがき記載のユーザー名とパスワードを入力する。

スポーツ少年団郵送物送付先指導者宛に日本スポーツ少年団から登録更新案内はがきが送付されます。はがき記載のユーザー名とパスワードを入力してください。

⑶　「単位スポーツ少年団修正」画面にて各項目の内容確認及び修正を行う。

① 団の基本情報、活動に関する情報、代表指導者の住所・送付先住所、指導者、団員は必須入力項目です。

② 指導者の右側にある「代表者」「送付先」のチェックボックスにチェックを入れた指導者の情報が自動表示されます。チェックボックス右側の「編集」ボタンを押すと編集できます。送付先住所には、登録案内や情報誌等が送付されます。

③ 平成２８年度に登録した指導者の情報は予め入力されており、年齢が自動的に１歳繰り上げられています。**登録更新しない指導者の情報は未更新**にしてください。平成２９年度から新たに登録する指導者は「新規作成」ボタンから作成（入力）してください。指導者は登録する年の４月１日現在満２０歳以上とします。氏名の間には全角スペースを入れてください。年齢は登録年度の４月１日現在の年齢とします。

④ 団員は、登録する年の４月１日現在満３歳以上とします。平成２８年度に登録した団員の情報は予め入力されており、年齢が自動的に１歳繰り上げられています。**登録更新しない団員の情報は未更新**にしてください。平成２９年度から新たに登録する団員は「新規作成」ボタンから作成（入力）してください。氏名の間には全角スペースを入れてください。年齢は登録年度の４月１日現在の年齢とします。学年は「年齢」を入力すると自動表示されます。

⑷　「更新」ボタンを押す。

上記各項目の内容確認及び修正が終了したら再度確認します。特に次の３点について確認してください。

確認１　各項目の必須入力項目に記入漏れや間違いがないか。

確認２　有資格指導者が２人以上登録され、そのうち１人が代表指導者となっているかどうか。

確認３　メールアドレスに間違いないか。

⑸　広島市スポーツ少年団へ登録申請をする。

①　メニュー画面に戻り、「登録」ボタンを押し、申請内容を確認します。確認後、「確認」ボタンを押すと最終確認画面に移動します。

②　最終確認画面の「登録申請」ボタンを押すと、広島市スポーツ少年団へ登録申請中となります。登録申請中は、情報を変更及び追加することができません。

⑹　登録料請求メール送信

広島市スポーツ少年団が登録内容確認終了後、登録料請求メールを「団の基本情報」で登録した電子メールアドレス宛に送信します。

⑺　登録料納入

登録料請求メール記載の指示により、登録料を入金してください。

⑻　登録完了

広島市スポーツ少年団で入金確認後、受領確認メールを「団の基本情報」で登録した電子メールアドレス宛に送信します。受領確認メールが届いた時点で登録完了となります。

５ 登録の認定について

登録完了後、ガイドブック、認定リボン、団員章、指導者章、指導者登録証等を交付します。また、単位団は、団旗を保持していなければなりません。広島市スポーツ協会事務局にも準備しております。購入する場合は事前にご連絡ください。（１本につき１，０８０円です。）

６ ８月末日までの団員・指導者の追加登録について

登録完了後、８月末日までに追加登録がある場合には、広島市スポーツ少年団に連絡してください。

７ ９月以降の団員・指導者の追加登録について

９月以降、Web 登録システムは情報の変更及び追加登録を行うことができなくなります。

したがって、９月以降に追加登録した場合は広島市スポーツ少年団のみの登録となるため、**広島市スポーツ少年団が主催する事業のみ**に参加することが可能となります。

９月以降の追加登録の方法については、別途お知らせします。

８ 住居の移転による団員の単位団間の移籍について

住居の移転などのやむをえない事情で団員が単位団を移籍する場合は、原則、移籍先単位団で通常の手順で追加登録手続きを行ってください。特に同じ競技種目間での移籍の場合は、以下の点に注意してください。

なお、９月以降に追加登録を行った場合は、広島県及び日本スポーツ少年団の主催する事業に参加できない場合があります。詳しくは、広島市スポーツ少年団へお問い合わせください。

＜注意点＞

① 移籍理由が住居の移転によるものであること。
② 勝利至上主義で移籍するものではないことを競技種目常任委員が承認していること。
③ 退団及び入団する単位団が広島市スポーツ少年団の登録単位団であること。
④ 退団した単位団での活動は行わないこと。
⑤ 退団及び入団する単位団の代表指導者の了承を得ていること。
⑥ 入団する単位団でスポーツ傷害保険に加入していること。

９　個人情報の取り扱いについて

公益財団法人広島市スポーツ協会個人情報保護規程に基づき、登録において収集した単位スポーツ少年団の個人情報に関しましては、次の目的のみに利用し、情報の管理には十分注意するとともに、より一層の保護に努めます。

⑴　日本・県スポーツ少年団への登録申請及び関連書籍や登録関連資料の案内
⑵　広島市スポーツ少年団事業の実施に伴う案内及び参加者の登録確認
⑶　広島市スポーツ協会及び加盟団体・特別会員からの大会やイベントの案内

平成２９年度広島市スポーツ少年団への登録手続方法について（更新団）

登録手続き等必要物を準備する

次の①～⑥の６種類の必要書類を、ご準備ください。
① 日本スポーツ少年団から郵送される「登録案内はがき」
② スポーツ傷害保険への加入
③ 平成２９年度単位スポーツ少年団の個人情報に関する確認及び活動調査について
④ 平成２９年度広島県スポーツ少年団登録申請書
※ 登録しようとする団員が１０人未満の場合
⑤ 平成２９年度スポーツ少年団登録指導者単位スポーツ少年団所属変更届
⑥ 規約（変更がある場合のみ）

広島市スポーツ少年団に提出(郵送または持参)

① 登録者（団員・指導者）全員、スポーツ傷害保険に加入し、証明できるもの（コピー等の写し）
※ 登録者全員の加入が確認できない場合は登録申請を受付できませんのでご注意ください。
② 平成２９年度単位スポーツ少年団の個人情報に関する確認及び活動調査について
③ 平成２９年度広島県スポーツ少年団登録申請書
※ 登録しようとする団員が１０人未満の場合
④ 平成２９年度スポーツ少年団登録指導者単位スポーツ少年団所属変更届
※ 前年度有資格指導者が別の団に所属していた場合
⑤ 規約（変更がある場合のみ）

Web登録

① スポーツ少年団登録システム（https://www.jjsa-entry.jp）にへアクセスする。
② ログイン画面ではがき記載のユーザー名とパスワードを入力する。
③ 「単位スポーツ少年団修正」画面にて各項目の内容確認及び修正を行う。
ア 団の基本情報、活動に関する情報、代表指導者の住所・送付先住所、指導者、団員は必須入力項目です。
イ 指導者は登録する年の４月１日現在満２０歳以上とします。
※ 平成２８年度に登録した**指導者**は予め入力済です。**<u>更新しない場合は未更新</u>**にします。
※ 新たに登録する指導者は「新規作成」ボタンから作成（入力）します。
※ 氏名の間には全角スペースを入れます。年齢は登録年度の４月１日現在の年齢です。
ウ 団員は登録する年の４月１日現在満３歳以上とします。
※ 平成２８年度に登録した**団員**は予め入力済です。**<u>更新しない場合は未更新</u>**にします。
※ 新たに登録する団員は「新規作成」ボタンから作成（入力）します。
※ 氏名の間には全角スペースを入れます。年齢は登録年度の４月１日現在の年齢です。
学年は「年齢」を入力すると自動表示されます。
④ 「更新」ボタンを押す。
※ 各項目の内容確認及び修正が終了したら再度確認します。
※ 特に、次の３点について確認してください。
確認１ 必須入力項目に記入漏れや間違いがないか。
確認２ 有資格指導者が２人以上登録され、そのうち１人が代表指導者であるか。
確認３ メールアドレスに間違いないか を確認してください。
⑤ 広島市スポーツ少年団へ登録申請をする。
※ メニュー画面に戻り、「登録」ボタンを押し、申請内容を確認します。確認後、「確認」ボタンを押すと最終確認画面に移動します。
※ 最終確認画面の「登録申請」ボタンを押すと、広島市スポーツ少年団へ登録申請中となります。登録申請中は、情報を変更及び追加することができません。

登録料請求
<u>広島市スポーツ少年団が</u>登録内容確認後、登録料請求メールを「団の基本情報」で登録した電子メールアドレス宛に送信します。

登録料納入

登録料納入
登録料請求メール記載の指示により、登録料を入金してください。
登録料（単位団3,000円・指導者１人につき1,100円・団員１人につき700円）

登録完了

登録完了
<u>広島市スポーツ少年団が</u>入金確認後、受領確認メールを「団の基本情報」で登録した電子メールアドレス宛に送信します。受領確認メールが届いた時点で登録完了となります。

登録認定

登録認定
登録完了後、ガイドブック、認定リボン、団員章、指導者章、指導者登録証等を交付（郵送）します。

Web登録手続き期間(登録完了期日)

① 更新団は、平成２９年度は４月３日（月）から５月３１日（水）まで受け付けます。
② 単位団登録内容確認及び受領確認は午前９時から午後５時までの平日です。
③ 土・日曜日、祝日は登録内容確認及び受領確認は行っておりません。

10　スポーツ少年団への登録の流れ

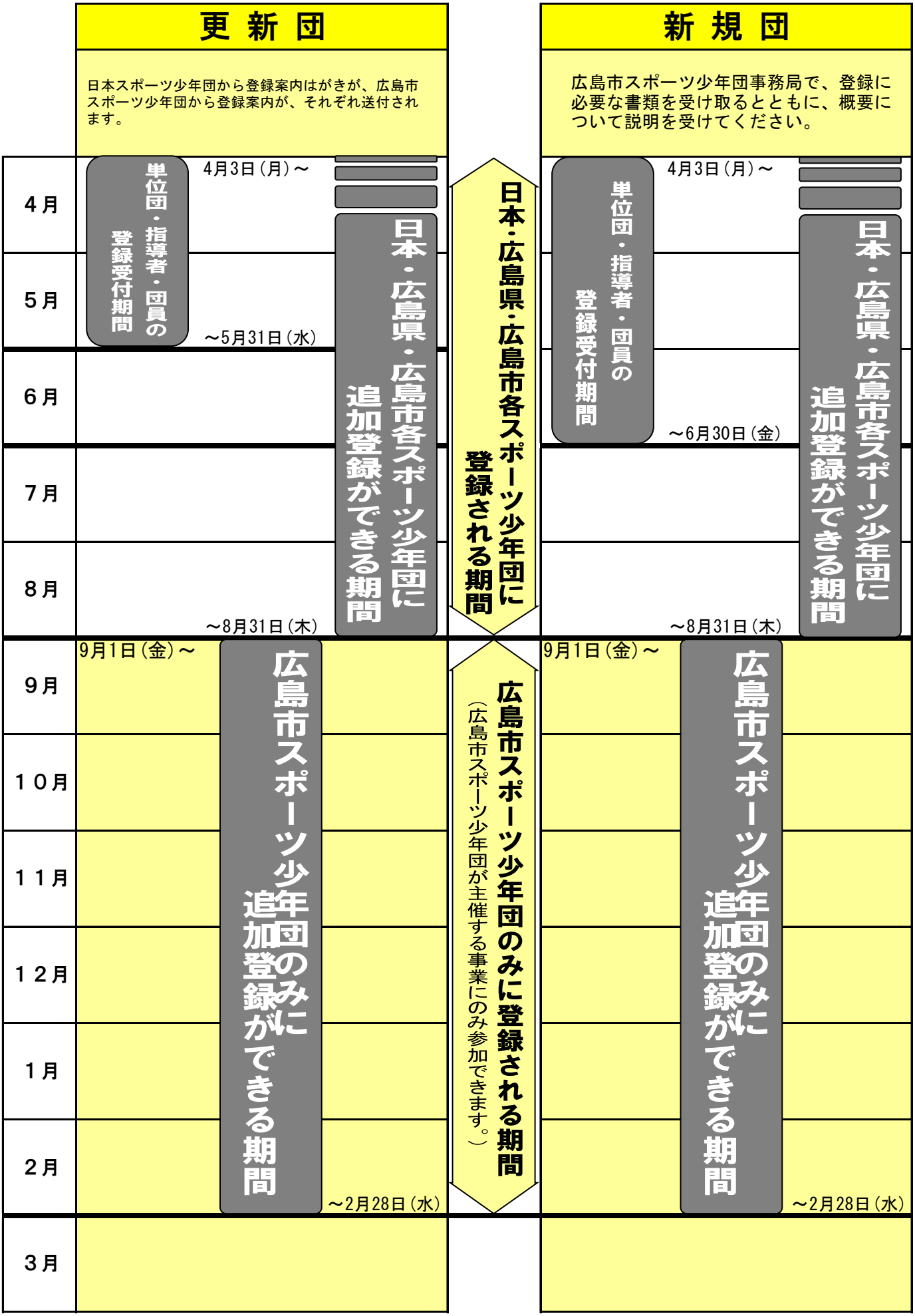

Ⅲ―― スポーツ少年団の歩みとこれから

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団発行ガイドブック「スポーツ少年団とは」から抜粋

平成２４年６月２３日にスポーツ少年団は創設５０周年を迎えましたが、これまでの過程が決して平坦だったわけではありません。

結成時代の昭和３７年の創設から昭和４７年までの１１年間は単位団の結成や団員の加入促進など、スポーツ少年団を内外に知らしめる啓発の期間でもありました。

基礎建設期の昭和４８年から昭和５７年までの１０年間は活動の活発化のため、国際交流事業の日独スポーツ少年団同時交流を昭和４９年に開始しました。さらに名実ともに自立した組織を確立するため、昭和５１年に有料登録制度を導入し、昭和５２年には初めて、単位団の支援組織として育成母集団の結成が打ち出されました。
また、平成７年の登録料改訂を機に更なる組織の充実と発展を目指し、現在のスポーツ少年団組織の基盤が確立されてきました。

しかしながら、社会情勢の大きな変化の中、青少年を取り巻くスポーツや遊びの環境も大きく変化し、スポーツ少年団の活動にも様々な問題や課題が生じてきました。これを受け、日本スポーツ少年団では、これからのスポーツ少年団のあり方について検討を重ね、また、各関係機関からの意見も踏まえ、平成２１年６月に「スポーツ少年団の将来像」を策定いたしました。日本の青少年スポーツ事情を踏まえた上で、近未来ではなくその先を見据え、また、理念の新たな視点として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を加えるなど、スポーツ少年団が進むべき方向性について示しています（次貢抜粋掲載）。

今後は、この「スポーツ少年団の将来像」を踏まえ、各スポーツ少年団との連携を一層緊密に図りつつ、様々な課題に対応していくこととしています。

（スポーツ少年団の理念）
- 一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する
- スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

■スポーツ少年団の将来像－抜粋－

今後の取り組みの方向性と活動目標

(1)　子どもたちのからだとこころを育てる

(2)　子どもたちや地域社会のニーズに応える組織の構築

①子どもたちのニーズに応える組織

・子どもたちの年齢や能力を考慮した様々なスポーツニーズに応えられる組織として再構築

②地域社会から期待され青少年の健全育成に貢献する組織の確立

・地域の子どもや保護者にとって、気楽に参加できる環境や活動内容が整備された団体としての構築

ａ．幼児期から青少年期までのスポーツを担う団体

・幼児期の子どもたちに運動することの楽しさ、喜びを伝え、小学生の時にストレスなくスポーツ活動に取り組んでいける環境づくり

・中高校生になってもスポーツ活動を継続できる環境づくり

ｂ．地域社会からの認知度の向上

・子どもからお年寄りまで地域住民と一体となった内容を展開することで地域との良好な関係の構築

ｃ．地域における育成母集団の役割の拡大

・スポーツ少年団と地域を結ぶパイプ役としての役割

・指導者と連携した団運営

③地域スポーツクラブとしての発展

・幼児から高校生まで、そしてその保護者までも対象として加え、動きづくりや楽しむスポーツから競技スポーツまでといった、幅広い活動の受皿となるスポーツ少年団の再構築

・総合型地域スポーツクラブとの連携・協力

(3)　活動の更なる充実に向けて

①多彩な運動プログラムの提供と運動適性テストの活用

・主となるスポーツ活動だけではなく、移動系・操作系・平衡系の動作など様々な動きを含む多彩な運動プログラムの実施や様々なスポーツの経験の促進

・運動適性テスト実施の向上及び結果に対する評価・活用の充実

②勝利至上主義偏重からの脱却

・スポーツの楽しさ、素晴らしさを追及することの再確認

③団員の加入率アップと中高校生のスポーツ活動の促進

・未加入の子どもたちが加入したくなる種目を取り入れることや志向あるいは活動の仕方が違う部門を設けるといった工夫をして、地域に向けての窓口や受け皿の拡大

・スポーツ活動ができなくなった中高校生や地域の中で継続的にスポーツ活動を行いたいと願う子どもの期待に応えるとともに、積極的に加入を呼びかけるなど、地域スポーツクラブとしての発展

(4)　各種事業の展開

①指導者・リーダーの資質向上事業の充実

・スポーツの楽しさ、素晴らしさを多くの子どもたちに伝えるために、全ての指導者が資格を有することを目指す

・中高校生の活動の中でリーダーとして活躍できる人材育成の更なる推進

②国内・国際交流活動を通した国際人の育成事業の推進

ａ．国内交流活動の一層の促進

・各級スポーツ少年団レベルでの交流活動を一層促進

ｂ．日独交流の更なる発展

・継続発展させるための方策を検討し、事業の更なる発展を図る

ｃ．アジア諸国との交流促進

・アジア諸国とも交流の機会を増やす方策の継続検討

ｄ．全国各地の国際交流を支援

・全国各地で国際交流の芽を育てているスポーツ少年団やこれから新たに国際交流を開始しようとするスポーツ少年団に対する支援案を検討

「スポーツ少年団の将来像」全文については、日本体育協会のホームページでご覧いただけます。

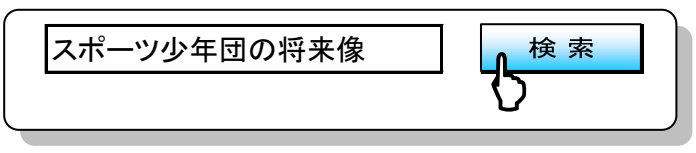

規程・要項集
及び申請書

必要な様式をコピーしてお使いください。

なお、申請書は広島市スポーツ協会のホームページ

からもダウンロードできます。

公益財団法人広島市スポーツ協会 広島市スポーツ少年団規程

（総 則）

第１条　公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、定款第４条第１項第５号及びこれに関連する事業を遂行するために広島市スポーツ少年団（Hiroshima City Junior Sports Clubs Branch. 略称　H.C.J. S.B.）を置く。

２　この規程は、前項の規定に基づき設置された広島市スポーツ少年団に関することを定める。

（構 成）

第２条　広島市スポーツ少年団は、広島市を活動の拠点とする単位スポーツ少年団をもって構成する。

２　広島市スポーツ少年団に、各競技種目別スポーツ少年団を置く。なお、複数の競技種目で活動している単位スポーツ少年団は、いずれかの競技種目スポーツ少年団に属するものとする。

３　広島市スポーツ少年団に、各区スポーツ少年団を置くことができる。

（目 的）

第３条　広島市スポーツ少年団は、青少年がスポーツを通じて心身を鍛練し、あわせて文化活動・奉仕活動を計画的・継続的に行う単位スポーツ少年団を育成し、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

（事 業）

第４条　広島市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴　スポーツ少年団の育成計画の策定と実施
⑵　スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成と育成
⑶　スポーツ少年団の交歓・交流事業の実施
⑷　スポーツ少年団の広報活動の実施
⑸　スポーツ少年団の活動開発に関する調査・研究
⑹　関係団体との連携
⑺　広島県スポーツ少年団・日本スポーツ少年団への登録
⑻　スポーツ少年団各種表彰候補者の推薦
⑼　その他目的達成に必要な事業

（登 録）

第５条　広島市スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

２　登録に関しては、別に定める。

（役 員）

第６条　広島市スポーツ少年団に、次の役員を置く。

⑴　本部長　　１人
⑵　副本部長　　３人以内
⑶　常任委員　４０人以内（副本部長を含む。）とし、企画総務担当、指導育成担当及び事業推進担当を置く。

（役員の選出）

第７条　本部長は、常務理事の中から、会長が委嘱する。

２　副本部長は、常任委員の互選により、本部長が指名し、会長が委嘱する。

３　常任委員は、別表第１により、競技種目スポーツ少年団から選出された者（協会に加盟する関係団体から選出された者を含む。）と学識経験者（日本スポーツ少年団認定育成員を含む。）を、会長が委嘱する。

（役員の任務）

第８条　役員の任務は、次のとおりとする。

⑴　本部長は、広島市スポーツ少年団を代表し、団務を統括する。
⑵　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
⑶　常任委員は、本部長を助けて団務を処理し、企画総務担当、指導育成担当及び事業推進担当常任委員の分掌事務は、別表第２のとおりとする。

（任 期）

第９条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

（本部委員会）

第１０条　公益財団法人広島市スポーツ協会専門委員会規程第３条第２項に規定するスポーツ少年団本部委員会組織及び運営に関し必要な事項は次項から第９項までに定めるところによる。

２　役員は、本部委員会を構成する。

３　本部委員会は、本部長が招集し、その議長となる。

４　本部委員会は、青少年のスポーツに関する活動の推進及び団体育成について、計画、調査、研究等を行う。

５　本部委員会は、役員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。

６　本部委員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決める。

７　やむを得ない理由のため本部委員会に出席できない役員は、書面をもって他の役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該役員は、会議に出席したものとみなす。

８　緊急やむを得ない事情により本部委員会を開催するいとまがないとき、又は軽易な事項については、書面審議により、本部委員会の開催に代えることができる。

９　本部長は、必要に応じて本部委員会に役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（規程の変更）

第１１条　この規程は、本部委員会において、出席役員数の３分の２以上の同意を得て変更することができる。ただし、理事会の承認を得なければならない。

＜附　則＞

この規程は昭和６２年４月１日から施行する。

この規程は平成５年４月１日から施行する。

この規程は平成８年４月１日から施行する。

この規程は平成１２年５月２４日から施行する。

この規程は平成１４年４月１日から施行する。

この規程は平成１８年５月２４日から施行する。

この規程は平成１９年４月１日から施行する。

この規程は公益財団法人広島市スポーツ協会の設立登記の日から施行する。

別表第１

区　分	人　数	備　考
⑴　競技種目スポーツ少年団	２５団以上　２人以内 ２５団未満　　１人	団数は、改選前年度の登録単位スポーツ少年団の数とする。 協会に加盟する関係団体から推薦された者を含む。
⑵　学識経験者	６人以内	日本スポーツ少年団認定のスポーツ少年団認定育成員を含む。
合　計	４０人以内	

別表第２

区　分	分　掌　事　務
企画総務担当	１　育成計画に関すること。 ２　登録に関すること。 ３　財務に関すること。 ４　被表彰候補者に関すること。 ５　広報活動に関すること。 ６　関係団体との連携に関すること。 ７　活動開発に関する調査・研究に関すること。 ８　その他、他に属さないことで、必要と認めること。
指導育成担当	１　指導者の育成に関すること。 ２　団員の育成に関すること。 ３　リーダーの育成に関すること。 ４　母集団の育成に関すること。 ５　その他、指導者や団員の指導育成に関し、必要と認めること。
事業推進担当	１　大会・交歓会の実施に関すること。 ２　国際・国内交流に関すること。 ３　日独同時交流に関すること。 ４　その他、事業推進に関し、必要と認めること。

公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団倫理規程

（目的）
第１条　この規程は、公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）の関係者（以下「スポーツ少年団関係者」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、人権及び人格の尊重や社会規範の遵守と暴力行為やハラスメントなどの人道的問題の発生防止を図り、スポーツ少年団に対する社会的な信頼の確保と青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（スポーツ少年団関係者の定義）
第２条　この規程において、スポーツ少年団関係者とは、以下の各号に定める者をいう。
⑴　スポーツ少年団規程第６条に定める役員
⑵　スポーツ少年団規程第５条に定める登録単位団
⑶　スポーツ少年団規程第５条に定める登録指導者、登録団員

（責務及び遵守事項）
第３条　スポーツ少年団関係者は、スポーツ少年団の目的と理念を遵守し、常にスポーツマンとして品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、スポーツの健全な普及・発展に努めなければならない。
２　スポーツ少年団関係者が、スポーツ少年団活動を行う際または指導する際に、次に掲げる行為を行うことを禁止する。
⑴　暴力、暴言、脅迫、威圧等の身体的・精神的な暴力行為
⑵　身体の接触や身体的な特徴を話題にするなど、安易に性的表現・言動を行う身体的・精神的なセクシャル・ハラスメント行為
⑶　指導者と団員、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して理不尽な行動を強要するなどのパワー・ハラスメント行為
⑷　競技能力を高めるためのドーピングを行うこと
⑸　麻薬や覚醒剤等を使用すること
⑹　刑罰法規に抵触する行為
⑺　その他、著しくフェアプレーの精神や社会規範に反する行為

（倫理等審査委員会の設置）
第４条　前条第２項の各号に該当する行為があったと認められる場合には、当該行為に対する措置を審査するため、スポーツ少年団に倫理等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
２　審査委員会は、委員長及び委員６名をもって組織し、委員長は、スポーツ少年団本部長をもって充て、委員は、副本部長、企画総務担当代表、指導育成担当代表、事業推進担当代表をもって充てる。
３　審査委員会は、別紙に定める「違反行為に対する措置の基準」に基づき、措置の審査を行う。

（措置の通知）
第５条　スポーツ少年団本部長は、前条第３項の審査結果に基づき措置を決定し、速やかに被措置者及び被措置者の登録単位団に文書により通知する。

（規程の変更）
第６条　この規程は、本部委員会において、出席役員数の過半数の同意を得て変更することができる。ただし、理事会の承認を得なければならない。

（委任）
第７条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する必要な事項は、スポーツ少年団本部長が定める。

附　則
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。

〔別紙〕違反行為に対する措置の基準

区分	違反行為	措置の内容
1	言葉による暴力・威圧等のハラスメント行為 フェアプレーの精神や社会規範に反する行為	口頭による厳重注意
2	１の繰り返し	文書による厳重注意
3	直接的暴力行為 身体的ハラスメント行為 著しくフェアプレーの精神や社会規範に反する行為	〔役員〕 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団指導・活動の停止 停止期間内での研修会受講の義務付け 〔指導者〕 一定期間（一年以内）の指導・活動の停止 停止期間内での研修会受講の義務付け 〔単位団・団員〕 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団活動の停止 停止期間内での奉仕活動の実施
4	著しい直接的暴力行為 ドーピング及び薬物の乱用 ３の繰り返し	登録の取り消し
5	刑罰法規に抵触する行為	登録の取り消し

公益財団法人広島市スポーツ協会及び加盟団体における身体的･精神的暴力行為等の根絶に関するガイドライン

平成２５年４月１日制定

【趣　旨】

スポーツは、人生を豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、きわめて大きな意義を有している。

公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「本会」という。）及び加盟団体（スポーツ少年団を含む。以下同じ。）は、広島市のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役職員はもとより、監督、コーチ、審判員、競技者などにおいては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかし、スポーツの指導現場においては、依然として、指導者等による競技者などに対する暴力行為（体罰を含む。）やセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）などの人道的問題が発生している。

本会及び加盟団体においては、常に、フェアプレーの精神に則り、公明正大で健全な組織運営を図っていくことが求められており、暴力行為やハラスメントをあらゆる場面から根絶する必要がある。

このため、本会及び加盟団体において、役職員、監督・コーチ等のスポーツ指導者、競技者及びスポーツ愛好者、主催・共催事業の関係者等を対象として、人権及び人格の尊重や社会規範に関する意識の啓発と暴力行為やハラスメントなどの人道的問題の発生防止を徹底することを目的とした、ガイドラインをまとめたものである。

１　身体的・精神的暴力行為の禁止について

役職員をはじめ指導者に対しては、講習会・研修会をはじめ、あらゆる機会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底すること。その際、下記の事項に、特に留意すること。

⑴　組織の運営またはスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、お互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に、監督・コーチ等の指導的な立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いをしないよう十分留意すること。

⑵　スポーツを行う際または指導する際の暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を厳に禁ずる。

２　ハラスメントの防止について

役職員、監督、コーチ等指導者及び競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

⑴　**セクシャル・ハラスメントについて**

ア　身体の接触や身体的な特徴を話題にするなど、安易に性的言動・表現を行うことは、厳に慎むこと。

イ　親しみの言動･表現であっても､個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

ウ　本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになることを認識すること。

エ　性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきり意思表示すること。

（注意・・・無視した場合は､「受け容れられている」と相手に誤解される恐れがある。）

⑵　**パワー・ハラスメントについて**

役職員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、指導者と競技者等、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、暴言や威圧、理不尽な行動の強要などをしないこと。

⑶　**プライバシーの保護について**

ア　プライバシー（個人的人権）の問題については、役職員・指導者・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分に配慮すること。

イ　ハラスメントに関する相談等を申し出たことにより、当事者が不利益を被らないように留意すること。

３　アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督､コーチ等指導的な立場にある者はもとより､競技者等に対して､啓発活動を行っていくこと。

⑴　競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するだけでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

⑵　本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれていることもあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分深めること。

⑶　麻薬や覚醒剤等の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

４　各種大会における代表競技選手・役員の選考などについて

加盟団体は、各種大会の代表選手などの選考にあたっては、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理すること。

５　ルール、マナーの厳守とフェアプレーの推進について

本会及び加盟団体に所属する役職員はもとより、監督、コーチ、審判員、競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し､常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動すること。

また、競技会などスポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行すること。

公益財団法人広島市スポーツ協会 広島市スポーツ少年団登録要領

第１条　この要領は、公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団規程第５条第２項の規定に基づき、日本スポーツ少年団の諸規程を尊守し、スポーツ少年団・団員・指導者の登録に関することについて定める。

第２条　登録に関しては、次の各号を満たさなければならない。

⑴　団の名称は、青少年スポーツ団体としてふさわしいものとする。

⑵　団員は、登録する年の４月１日現在満３歳以上１９歳以下とする。ただし満３歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を充分に考慮し、個別に対応するものとする。

⑶　指導者は、２０歳以上（当該年の４月２日現在）とする。

⑷　スポーツ少年団は､原則として団員１０人以上と日本スポーツ少年団認定員または認定育成員の資格を有する者（以下「有資格指導者」という。）２人以上を含む指導者で構成され､有資格指導者のうち１人を代表指導者とする。

⑸　代表指導者は、他の団の代表指導者を兼ねることはできない。

⑹　新規登録団については、登録した指導者の中に有資格指導者がいない場合、新規登録年度中に有資格指導者が２人以上配置されるよう、資格を取得させなければならない。

⑺　団員・指導者・代表指導者は、傷害保険に加入しなければならない。

第３条　登録は、所定の登録用紙に、登録料を添えて、毎年４月１日から、５月３１日（新規登録団は６月３０日）までに行う。なお、団員及び指導者の追加登録については、別表第１のとおりとする。

２　登録の有効期間は、登録認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとに更新する。

３　登録料については、別表第２のとおりとする。

第４条　登録の認定を受けたものが、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたときは、登録が取り消される。

第５条　この要領の施行に関して必要な事項は、本部長が定める。

＜附　則＞

この要領は、昭和６２年４月１日から施行する。

この要領は、昭和６３年５月２４日から施行する。

この要領は、平成元年２月１６日から施行する。

この要領は、平成５年４月１日から施行する。

この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

この要領は、平成１２年４月１日から施行する。

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

この規程は公益財団法人広島市スポーツ協会の設立登記の日から施行する。

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

別表第１

追　加　登　録　申　請　先	追　加　登　録　期　間
日本スポーツ少年団 広島県スポーツ少年団 広島市スポーツ少年団	毎年　４月　１日～　８月３１日
広島市スポーツ少年団のみ	毎年　９月　１日～翌年２月末日

別表第２

区　　分	登　録　料	内　　訳
単位団（１団につき）	３，０００円	単位団負担金として
指導者（１人につき）	１，１００円	日　本：７００円 広島県：１００円 広島市：３００円 ※　ただし、９月１日以降は、広島市への登録料として　１,１００円を徴収する。
団　員（１人につき）	７００円	日　本：３００円 広島県：１００円 広島市：３００円 ※　ただし、９月１日以降は、広島市への登録料として　７００円を徴収する。

広島市スポーツ少年団登録指導者研修制度実施要項

1　趣旨

スポーツ少年団の「理念」を再確認し、各種スポーツ活動の変容する技術や指導方法の習得、魅力あるスポーツ少年団づくりやその運営方法の研修を積むことで、スポーツ少年団の指導者としての資質の向上を図る場とする。

2　対象者

広島市スポーツ少年団全登録指導者

（２号用紙で登録した指導者：有資格指導者及び資格なし指導者）

3　制度内容

⑴　３年間のうち最低１回は、対象研修に参加する。

⑵　参加状況については、事務局が名簿を作成し管理する。

⑶　３年間で１回も参加のない指導者については、事務局から該当団の代表指導者に連絡を取り、参加するよう協力を求める。

4　対象研修

既存の次の会議及び研修会を対象とする。

⑴　広島市スポーツ少年団指導者会議（毎年６月上旬開催：予定）

⑵　スポーツ少年団指導者全国研究大会（毎年６月下旬開催：予定）

⑶　広島県スポーツ少年団指導者研修大会（毎年３月開催：予定）

5　管理方法

⑴　全登録指導者の参加状況を確認し、年度ごとの参加状況のデータを保管するとともに継続管理する。

⑵　事前の出欠席の回答用紙により参加指導者を確認し、単位団名と指導者名の入った参加証明書を作成する。

⑶　参加した登録指導者に対して参加証明書を発行する。

⑷　参加証明書については、各単位スポーツ少年団で保管する。

※　毎年発行する「みんなのスポーツ少年団（ガイドブック）」の最終ページに参加証明書を貼り、年度ごとに参加指導者を把握

＜附　則＞

この制度は、平成１６年４月１日から施行する。

平成29年度 広島市スポーツ少年団 国際・国内スポーツ交流事業 実施・助成要領

１　目的

他都市とのスポーツ少年団交流を通して相互理解と友好を深め、スポーツ少年団活動の活性化に寄与するため、この事業の実施に係る経費の一部を助成する。

２　主催

公益財団法人広島市スポーツ協会　広島市スポーツ少年団

３　主管

実施単位団または競技種目スポーツ少年団

４　実施期間

平成２９年４月１日（土）～平成３０年３月３１日（土）

５　交流方法

派遣または受入

（派遣とは、広島市以外の市町村のスポーツ少年団を訪問して交流を行うことをいう。
受入とは、広島市以外の市町村のスポーツ少年団が来広して交流を行うことをいう。
国際交流の場合は、各国の社会青少年団体と交流する。）

６　交流期間

派遣または受入とも１泊２日以上

７　交流人数

派遣または受入ともに団員１０人以上

８　交流内容

交流団との競技による活動に、次の⑴～⑷の内容の活動を１つ以上含めること。

⑴　交流団との競技以外の交流活動
（例：自然の中で行うバーベキュー、キャンプファイヤーなどの野外活動。交流パーティーなどのレクリエーション活動）

⑵　交流団との学習活動
（例：訪問先の自然と文化の観察や特色ある施設等を見学し、見聞を深める活動。競技に対する意見を述べ合うディスカッション等）

⑶　交流団との社会活動
（例：交流先の地域でのボランティア活動や清掃活動）

⑷　その他相互理解と友好を深める活動

９　募集数

派遣または受入　計３事業

１０　申し込み

交流事業実施希望団は、平成２９年２月１７日（金）までに、所定の申込書で申し込むこと。

１１　助成金額

派遣または受入ともに事業の実施に係る総経費の２分の１以内の額で、1事業あたり 100,000 円を限度とする。

１２　事業の実施手順

⑴　申込書を提出する。
⑵　事務局から仮申請書が送付される。
⑶　仮申請書を作成し、事務局へ提出する。
⑷　事業推進担当常任委員が中心となって審査し、実施内定の可否を決定する。
⑸　内定した場合、交流事業実施のおおむね３週間前までに、事務局へ助成金交付申請書を提出する。
⑹　事業を実施後、報告書を提出する。

１３　留意事項

⑴　交流先での大会への参加は認められない。
⑵　派遣と受入は、２年連続で実施すること。ただし国際交流の場合は、この限りでない。
⑶　平成２５年度以降に、この事業を実施及び選考後にキャンセルしたスポーツ少年団は、その年度から３年が経過しなければ申し込むことができない。
⑷　受入の場合は、必ず広島市内で実施すること。
⑸　日程変更の場合は、おおむね３週間前までに、事業計画変更申請書を提出すること。
⑹　要領に記載されていない事項については、本協会で判断する。

シニア･リーダースクール、中国ブロックスポーツ少年大会への参加

様式１号－３

平成　　年　　月　　日

公益財団法人広島市スポーツ協会会長　様

住　　所

団　体　名　　スポーツ少年団

代表者職・名前　　印

平成２９年度　助成金交付申請書

下記により助成対象事業へ参加しますので、助成金の交付を申請します。

記

1　対 象 事 業　スポーツ少年団リーダー養成事業　各種リーダー養成事業への参加助成

2　大会･行事名等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　開 催 期 間　平成　　年　　月　　日（　）～平成　　年　　月　　日（　）

4　開 催 会 場　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　参 加 団 員

名　　前　　(年齢)	

6　添 付 書 類

⑴　広島県体育協会からの参加決定通知の写し

⑵　助成金対象事業開催要項

⑶　事業参加申込書の写し

日独スポーツ少年団同時交流への派遣助成

様式１号－３

平成　　年　　月　　日

公益財団法人広島市スポーツ協会会長　様

住　　所

団　体　名　　スポーツ少年団

代表者職・名前　　印

平成２９年度　助成金交付申請書

下記により助成対象事業へ参加しますので、助成金の交付を申請します。

記

スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業

１　対 象 事 業　　スポーツ少年団有資格指導者・団員への派遣助成

２　大会･行事名等　　

３　開 催 期 間　　平成　　年　　月　　日（　）～平成　　年　　月　　日（　）

４　開 催 会 場　　

５　参 加 団 員

名　　前　　(年齢)	

６　添 付 書 類

⑴　広島県体育協会からの参加決定通知の写し

⑵　助成金対象事業開催要項

⑶　事業参加申込書の写し

様式１号－３

全国スポーツ少年大会、全国スポーツ少年団交流大会、
中国ブロックスポーツ少年団競技別交流大会への参加助成

平成　　年　　月　　日

公益財団法人広島市スポーツ協会会長 様

住　　所

団　体　名　　スポーツ少年団

代表者職・名前　　印

平成２９年度　助成金交付申請書

下記により助成対象事業へ参加しますので、助成金の交付を申請します。

記

スポーツ少年団国際・国内スポーツ交流事業

１　対 象 事 業　　全国スポーツ少年大会等への参加助成

２　大会･行事名等　　

３　開 催 期 間　　平成　　年　　月　　日（　）～平成　　年　　月　　日（　）

４　開 催 会 場　　

５　参 加 団 員

名　　前　　(年齢)	

６　添 付 書 類

⑴　広島県体育協会からの参加決定通知の写し

⑵　助成金対象事業開催要項

⑶　事業参加申込書の写し

新規登録団のみ

平成２９年　　月　　日

公益財団法人　広島県体育協会
　広島県スポーツ少年団
　本部長　**吉**長　孝治　様

公益財団法人広島市スポーツ協会
広島市スポーツ少年団
本部長　　本川　清　　印
団名＿＿＿＿＿＿＿＿スポーツ少年団
代表指導者名＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成２９年度広島県スポーツ少年団登録に関する

確　約　書

平成２９年度に開催されるスポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会を受講し、「スポーツ少年団認定員」となることを確約します。

指導者(受講者)		性別	男　・　女
生年月日	Ｔ．Ｓ．Ｈ　　年　　月　　日生　　歳		
現住所	〒 ＴＥＬ（　　）　　－		
連絡先	〒 ＴＥＬ（　　）　　－		

団員数１０人未満のスポーツ少年団

平成２９年　　月　　日

公益財団法人広島県体育協会
広島県スポーツ少年団
本部長　**吉**長　孝治　様

公益財団法人広島市スポーツ協会
広島市スポーツ少年団
本部長　　本川　清　　印
団名＿＿＿＿＿＿＿＿スポーツ少年団
代表指導者名＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成２９年度広島県スポーツ少年団登録
申　請　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿スポーツ少年団は、登録団員が＿＿＿人ですが、登録を許可いただきますようお願いします。

○　団代表指導者記入

初回登録年		活動歴	年
団員数が１０人に満たない理由			
活動内容			

○　市町スポーツ少年団本部長記入（推薦理由）

登録指導者（有資格指導者のみ）所属変更届

平成２９年　　月　　日

広島市スポーツ少年団事務局　御中

団名＿＿＿＿＿＿＿＿スポーツ少年団

記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成２９年度スポーツ少年団登録指導者
（有資格指導者のみ対象）
単位スポーツ少年団所属変更届

認定番号	（ふりがな） 氏　名	

前年度登録単位団

県番号	市番号	単位団番号	単位団名称	スポーツ少年団

当該年度登録単位団

県番号	市番号	単位団番号	単位団名称	スポーツ少年団

登録情報開示申請書

平成　　年　　月　　日

広島市スポーツ少年団事務局　御中

団名＿＿＿＿＿＿スポーツ少年団

代表指導者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成２９年度スポーツ少年団登録情報開示
申　請　書

<table>
<tr><td>1</td><td>依頼の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>理　由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">開示の方法
（右のいずれかを選択してください）</td><td rowspan="2">電子メール</td><td>電子メール
アドレス</td><td>※ Web 登録時に団の基本情報で登録した電子メールアドレスから選択してください。</td></tr>
<tr><td>受信者名</td><td>※ 上記の電子メールアドレスの受信者名をご記入ください。</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

広島市スポーツ少年団指導者研修制度

参　加　証　明　書　貼　付　欄

《引用・参考文献》

ガイドブック「スポーツ少年団とは」

日本体育協会日本スポーツ少年団

リーダー育成マニュアル

日本体育協会日本スポーツ少年団

スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定養成テキスト

日本体育協会日本スポーツ少年団

みんなのスポーツ少年団

～広島市スポーツ少年団の理解と加入のために～

発行年月　：　平成２９年４月

編集発行　：　公益財団法人広島市スポーツ協会

〒730-0042

広島市中区国泰寺町一丁目４番１５号

広島市役所北庁舎別館２階

問い合わせ先

【広島市スポーツ少年団】

公益財団法人広島市スポーツ協会　事務局
〒７３０－００４２　広島市中区国泰寺町一丁目４番１５号
広島市役所北庁舎別館２階
TEL　０８２－２４３－０５７９
FAX　０８２－２４９－３６４１
E-mail　hiroshima-suposyou@sports-or.city.hiroshima.jp
URL　http://www.sports-or.city.hiroshima.jp/

【広島県スポーツ少年団】

公益財団法人広島県体育協会　事務局
〒７３０－００１１　広島市中区基町４番１号
広島県立総合体育館内
TEL　０８２－２２１－４６００
FAX　０８２－２２２－８０４０
URL　http://www.hiroken-taikyo.jp/

【日本スポーツ少年団】

公益財団法人日本体育協会　地域スポーツ推進部　少年団課
〒１５０－８０５０　東京都渋谷区神南一丁目１番１号
岸記念体育会館２階
TEL　０３－３４８１－２２２２
FAX　０３－３４８１－２２８４
URL　http://www.japan-sports.or.jp/

【スポーツ安全保険】

公益財団法人スポーツ安全協会広島県支部
〒７３０－００１１　広島市中区基町４番１号
（公財）広島県体育協会内
TEL　０８２－２２３－７８６５

事故の問い合せ先【東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー】
フリーダイヤル　０１２０－７８９－０８５
TEL　０８２－５１１－９４８３
FAX　０８２－５１１－９２７３